

業務委託契約書

株式会社山田太郎（以下「甲」という）と株式会社佐藤次郎（以下「乙」という）は、下記業務に関して、業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところにより、下記業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

1. システム開発および保守業務
2. デジタルマーケティング戦略立案業務

第2条（契約期間）

委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする

第3条（委託料）

本契約に基づく乙の委託料は、5,000万円とする。

支払は、毎月末日にて実施するものとする。

第4条（成果物の権利帰属）

委託業務により作成された成果物の、無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

第5条（再委託の制限）

乙は、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本件業務を第三者に再委託してはならない。

第6条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

第7条（秘密保持）

乙は、甲から秘密とされた本件業務に関する一切の情報を第三者に開示してはならない。

第8条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

第9条（契約解除）

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

第10条（不可抗力免責）

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、為替の大幅な変動など、当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

第11条（管轄裁判所）


本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、甲の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和6年1月1日

(甲) 住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地
名称 株式会社山田太郎
代表 山田 太郎 

(乙) 住所 △△県△△市△△町△丁目△番地
名称 株式会社佐藤次郎
代表 佐藤 次郎 